

振 動

(振動規制法)

目 次

第1	目 的	30
第2	規制の対象	30
第3	振動規制法の体系	30
第4	規制地域の指定	31
	1. 振動規制地域の区域区分と都市計画法の用途地域との関係	31
	2. 振動規制地域の指定状況	32
第5	規制基準	33
	1. 特定工場等に係る振動の規制基準	33
	2. 特定建設作業に係る振動の規制基準	34
	3. 規制に関する基準の対象外となる特定建設作業	35
第6	届 出	35
第7	計画変更勧告、改善勧告及び改善命令	37
	振動特定施設に係る届出書の作成要領	38
	特定建設作業に係る届出書の作成要領	39
	○届出に係る関係様式	40

第1. 目的

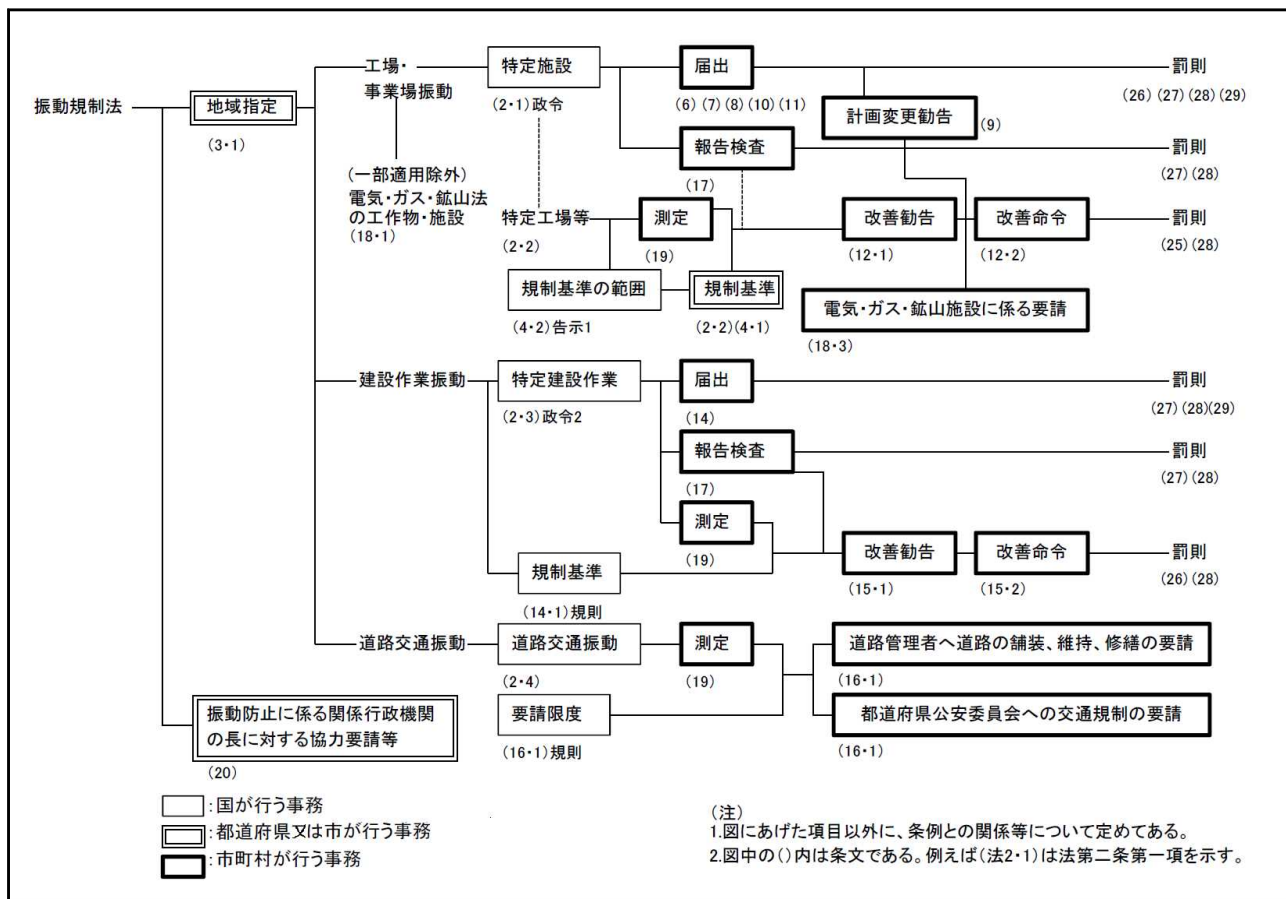
振動規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的としています。

第2. 規制の対象

1. 特定施設（別表1）を設置する工場又は事業場
2. 特定建設作業（別表2）
3. 道路交通振動

第3. 振動規制法の体系

【振動規制法体系図】



- : 国が行う事務
- ▒: 都道府県又は市が行う事務
- : 市町村が行う事務

(注)
 1. 図にあげた項目以外に、条例との関係等について定めてある。
 2. 図中の()内は条文である。例えば(法2・1)は法第二条第一項を示す。

第4. 規制地域の指定

振動規制法で定める特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域は、町村の区域については、県知事が町村長の意見をきいて指定することとされています。

沖縄県では、次の各町村の一部を第1種及び第2種区域に区分し、規制する地域を指定しています。（昭和54年沖縄県告示第96号、最終改正：令和3年3月23日告示第120号）

地域を表示した図面は環境部環境保全課に備え置いて縦覧に供するとともに、県環境保全課ホームページ上に掲載しています。

県環境保全課HP：

https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/taiki/noise/vib_map.html

なお、市の区域については市長が規制する地域の指定を行っています。

振動に係る地域指定のある町村名（7町3村の計10町村）

本部町 読谷村 北中城村 与那原町 南風原町 北谷町 中城村 西原町 八重瀬町 嘉手納町
--

1. 振動規制地域の区域区分と都市計画法の用途地域との関係

振動規制地域の区域区分は、都市計画法における用途地域を基本として指定しています。

	特定工場等及び道路 交通振動区域区分	特定建設作業振動区域区分	都市計画法 用途地域
第1種 区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。	規則別表第1号の付表 第1号区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。 住居の用に供されているため、静	第1種、第2種低層住居 専用地域 第1種、第2種中高層住 居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域
第2種 区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
		同第2号区域 (学校等、特に静穏の保持を必要とする80mの区域内は第1号区域)	工業地域

(注) 都市計画法の用途地域外においても必要に応じて規制地域として指定している。

2. 振動規制地域の指定状況

県内町村の規制地域の指定状況は、下表のとおりとなっています。

町村名	第1種区域	第2種区域	備考
本部町	付表の本部町の項の1の地域	付表の本部町の項の2の地域	
読谷村	第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域	準工業地域	地域を表した図面は県環境保全課ホームページの振動規制法に基づく規定地域を参照。
北中城村	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域 付表の北中城村の項の1の地域	商業地域 準工業地域	
与那原町	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	
南風原町	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域 付表の南風原町の項の1の地域	近隣商業地域 準工業地域 工業地域	
北谷町	第1種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	
中城村	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 付表の中城村の項の1の地域	付表の中城村の項の2の地域	
西原町	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 付表の西原町の項の1の地域	近隣商業地域 準工業地域 付表の西原町の項の2の地域	
八重瀬町	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 付表の八重瀬町の項の1の地域	近隣商業地域	
嘉手納町	第1種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	

付表

町村名	区分	区域
本部町	1	本部町の地域のうち、字浦崎、字浜元、字野原、字伊野波、字渡久地、字東、字辺名地、字谷茶、字大浜、字健堅及び字崎本部の各一部
	2	本部町の地域のうち、字渡久地、字谷茶、字米須、字大浜及び字崎本部の各一部
北中城村	1	北中城村の地域のうち、字島袋、字喜舎場、字屋宜原、字瑞慶覧、字安谷屋、字荻道、字大城、字渡口及び字熱田の各一部
南風原町	1	南風原町の地域のうち、字大名、字宮城、字新川、字宮平、字本部、字照屋、字喜屋武、字津嘉山、字山川、字神里及び字与那覇の各一部
中城村	1	中城村の地域のうち、字伊舎堂、字添石、字屋宜及び字当間の各一部
	2	中城村の地域のうち、字泊の一部
西原町	1	西原町の地域のうち、字幸地、字池田、字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小橋川、字小那覇及び字兼久の各一部
	2	西原町の地域のうち、字徳佐田の一部
八重瀬町	1	八重瀬町の地域のうち、字外間、字宜次、字友寄、字小城、字当銘、字志多伯、字高良、字世名城及び字富盛の各一部

第5. 規制基準

1. 特定工場等に係る振動の規制基準

特定工場等に係る振動の規制基準は、国が規制基準の範囲を定め、都道府県、又は市がその範囲内で規制基準設定することとされています。県内町村区域における基準は、下表のとおりです。

	昼 間 〔 午前8時から 午後7時まで 〕	夜 間 〔 午後7時から 翌日の午前8時まで 〕
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

(注1) 振動の測定は、工場等の敷地境界線において行う。

(注2) 市における基準にあつては、別途、市が設定している。

〔備考〕 第1種及び第2種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50メートルの区域内の規制基準は、この表から5デシベル減じた値とする。

2. 特定建設作業に係る振動の規制基準

振動規制法で定める特定建設作業（36ページ別表2参照）を実施するときは、以下の事項を順守する必要があります。

基準値	75デシベル（dB）
作業時刻	第1号区域：午後7時～午前7時の時間内でないこと 第2号区域：午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当たりの作業時間※	第1号区域：1日当たり10時間を超えないこと 第2号区域：1日当たり14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと

- (注) 1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値
2. 基準値を超えている場合、振動の防止の方法のみならず、1日当たりの作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
3. 地域の区分（昭和54年沖縄県告示第96号、最終改正：平成28年3月29日告示第194号）
- 第1号区域は、騒音規制法に基づく地域区分（昭和54年沖縄県告示第95号、最終改正：平成28年3月29日告示第193号）第1種、第2種、第3種区域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートル以内の区域内で、第2号区域は、第1号区域以外の地域をいう。

3. 規制に関する基準の対象外とする特定建設作業

作業の種類	規制の内容	振動の大きさ	夜間または深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業時間の制限	日曜日その他の休日の作業禁止
作業を開始した日に終わる特定建設作業		×	×	×	×	×
災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要のある特定建設作業		○	×	×	×	×
人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要のある特定建設作業		○	×	×	×	×
鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要のある特定建設作業		○	×	○	○	×
道路法第34条により道路の占用の許可条件によって夜間または休日に行うこととされた特定建設作業		○	×	○	○	×
道路法第35条により協議において、夜間または休日に行うこととされた特定建設作業		○	×	○	○	×
道路交通法第77条により道路の使用許可条件によって夜間または休日に行うこととされた特定建設作業（同法第80条によるものを含む）		○	×	○	○	×
電気事業法による変電所の変更工事で、近接の電気工作物の機能を停止させないと作業員の生命または身体の安全が確保できないため日曜、休日に行う必要のある特定建設作業		○	○	○	○	×

○：基準の適用を受けるもの

×：基準の適用をうけないもの

第6. 届出

振動規制法では、別表1に掲げる特定施設を設置する工場、事業場及び別表2に掲げる特定建設作業を実施する者は、当該工場等を管轄する市町村長に届出を行わなければならないことになっています。

1. 届出の手順

騒音規制法と同じ。

別表1 特定施設（振動規制法）

1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

別表2 特定建設作業（振動規制法）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

第7. 計画変更・改善勧告及び改善命令

区分	勧告基準	区分	勧告命令期限	勧告命令対象者	勧告者又は命令者	命令違反者
特定工場等	規制基準に適合しないことにより特定工場等の周辺的生活環境がそこなわれると認められるとき。	計画変更	届出受理の日から30日以内	特定施設の設置及び数等の変更の届出者	市町村長	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
		改善	勧告命令者が定める。	特定工場等設置者		
特定建設作業	環境省令で定める基準※に適合しないことにより特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認められるとき。	改善	勧告命令者が定める。	特定建設作業に係る建設工事の元請負人	市町村長	30万円以下の罰金

(注) 経過措置に伴う届出を提出した特定工場については、指定地域になった日又は特定施設となった日から3年間（特定施設が鍛造機では4年間）は、関係市町村長は改善勧告や改善命令は行わない。

※環境省令で定める基準とは、「2. 振動規制法に基づく特定施設建設作業に係る振動の基準」をさす。

第8. 届出等事務処理概要

振動規制法による届出と騒音規制法による届出との関係であるが、特定施設の種類、規模によっては両方の届出が必要な場合がある。

振動規制法に基づく届出書の様式は、届出者の利便を考慮して騒音規制法に基づく届出書の様式と十分整合が図られているので、同一番号の様式について、騒音、振動とも同時に届出がなされる場合には、例えば複写紙の使用により1回の記載で済むようにさせるなど、なるべく届出者に負担がかからないよう配慮する。またこの場合、それぞれの届出書に添付すべき書類について内容が同一であるときは、振動に関する届出書にはその旨付記させたいえ添付書類を省略させても差し支えない。

受理後の事務処理についてはそれぞれ別個の法律に基づく事務であるので、別々に形式審査、内容審査を進めることになるが、届出内容に関する行政指導等は同時に行っていくことが望ましい。

振動特定施設に係る届出書の作成要領

1. 届出書の提出方法

届出書、添付書類は同一の工場、事業場ごとに正及び写し1通（2通）を添えて、当該工場の所在する市町村の環境担当課に提出して下さい。

なお、届出用紙に特定施設を記入できない場合は、継続紙（同じ様式で別に定めはない。）に記入して下さい。

2. 届出書の記入要領

- (1) 年月日：実際に届出書を提出する年月日を記入すること。
- (2) 届出者：代表者の氏名のほか、実際に事務を担当する者の氏名並びに連絡先（電話番号、内線番号）を用紙の余白に記載すること。
- (3) 工場、事業場の事業内容：自動車部品加工業、製材業など具体的に記載すること。
- (4) 常時使用する従業員数：事務員も含めること。
- (5) 特定施設の種類の種類：特定施設の種類の種類ごとに項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときは、その記号及び名称を記載すること。
- (6) 特定施設の公称能力：各特定施設の公称能力の記載のしかたは、次のとおりとする。

㊦ 液圧プレス＝加圧能力 (ト)	㊧ 機械プレス＝呼び加圧能力 (ト)
㊨ 鍛造機＝落下部分の重量 (kg)	㊩ 鋳造型機＝ジョルト容量 (kg)
㊪ 合成樹脂射出成形機＝射出量 (オンス or gr)	

その他の特定施設は、すべて原動機の定格出力 (kw) で記載すること。ただし、1馬力は0.74kwに相当する。
- (7) 特定施設の使用開始及び終了時刻：特定施設の種類の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻を記入すること。
- (8) 振動防止の方法：工場、事業場で実施している振動の防止の方法を別紙用紙（別に定めはない。）に詳しく記載すること。（新設の工場、事業場は必ず記載すること。）

3. 添付書類

① 特定施設の配置図

工場、事業場の敷地内の建物、特定施設、その他振動の大きい主要な機械、作業の正確な位置を示した図面（縮尺又は距離を記入すること。）

② 特定工場及びその附近の見取図（工場の周囲100m以内）

工場、事業場の所在地が一目でわかるように主要目標並びに附近の状況（住宅、学校、病院等）を示す図面（縮尺は距離を記すること。）

特定建設作業に係る届出書の作成要領

1. 届出書の提出方法

届出書は、発注者から建設工事を請負った元請負者が特定建設作業の種類ごとに正及び写し1通（計2通）を添えて当該特定建設作業を実施する市町村の環境担当課に提出して下さい。

2. 届出書の記入要領

- ① 年月日：実際に届出書を提出する年月日を記入すること。
- ② 届出者：代表者の氏名のほか実際に事務を担当する者の氏名並びに連絡先（電話番号、内線番号）を用紙の余白に記載すること。
- ③ 建設工事の名称：当該建設作業に係る工事の名称を具体的に記載すること。例えば〇〇ビル新設工事、〇〇商店改築工事、〇〇道路改良工事等。
- ④ 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類：例えば、〇〇道路とか、〇〇ビル等を記載していただき、工作物の種類には建築物の構造等を具体的に記載すること。
- ⑤ 特定建設作業の種類：届出に係る建設作業の種類を記載すること。
- ⑥ 振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様：当該建設作業に係る機械の名称、型式及び仕様を具体的に詳しく記載すること。
- ⑦ 特定建設作業の場所：建設作業を実施する所在地（地番まで明確にすること）を記載すること。
- ⑧ 特定建設作業の実施の期間：日曜日、祝日等を含めた総日数を記載すること。
- ⑨ 特定建設作業の開始及び終了の時刻：建設作業の開始及び終了時刻を記載するとともに、作業日については実施機関の中で日曜日、祝日を除いた日数、すなわち実際に建設作業を実施する日数を記載すること。また、実働時間については具体的に記載すること。
- ⑩ 騒音の防止の方法については具体的に記載すること。

3. 添付書類

- ① 特定建設作業の場所の附近の見取図
作業現場附近の状況が一目でわかるように主要目標等をあわせて記載すること。
- ② 特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示した図面。

様式第1(第4条関係)

特定施設設置届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

振動規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号			
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日		年	月 日
工場又は事業場の事業内容		※ 施設番号			
常時使用する従業員数		※ 審査結果			
振動の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備考		
特定施設の種類の種類	型式	公称力	数	使用開始時刻(時・分)	使用終了時刻(時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊^{つり}基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第2(第5条関係)

特定施設使用届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

振動規制法第7条第1項の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号			
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日		年 月 日	
工場又は事業場の事業内容		※ 施設番号			
常時使用する従業員数		※ 審査結果			
振動の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備考		
特定施設の種別	型式	公称力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第3(第6条関係)

特定施設の種別及び能力ごとの数
 特定施設の使用方法

変更届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

振動規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種別及び能力ごとの数の変更について、特定施設の使用方法

て次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号						
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日		年 月 日				
		※ 施 設 番 号						
		※ 審 査 結 果						
		※ 備 考						
特定施設の種別	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)

- 備考 1 特定施設の種別及び能力ごとの数又は特定施設の使用方法に変更がある場合であつても、振動規制法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種別については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4(第6条関係)

振動の防止の方法変更届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

振動規制法第8条第1項の規定により、振動の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
振動の防止の方法	変 更 前	変 更 後	※ 施 設 番 号
	別紙のとおり。		※ 審 査 結 果
			※ 備 考

- 備考 1 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第6(第8条関係)

氏名等変更届出書

年 月 日

市町村長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、振動規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※ 整理番号	
	変更後		※ 受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※ 施設番号	
変更の理由			※ 備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7(第8条関係)

特定施設使用全廃届出書

年 月 日

市町村長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

特定施設のすべての使用を廃止したので、振動規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
使用全廃の年月日	年 月 日	※ 施設番号	
使用全廃の理由		※ 備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8(第9条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、振動規制法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地			※ 受 理 年 月 日	年 月 日
承 継 の 年 月 日		年 月 日	※ 施 設 番 号	
被 承 継 者	氏 名 又 は 名 称		※ 備 考	
	住 所			
承 継 の 原 因				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9(第10条関係)

特定建設作業実施届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
電話番号

特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
				日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
振動の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

備考 1 この届出書は、振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。

- 2 特定建設作業の種類欄には、振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
- 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10(第10条の2関係)

光ディスク提出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

振動規制法第 条第 項の規定による届出に際し提出すべき書類（その添付書類を含む。）に明示すべき事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出します。

本提出書に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 光ディスクに記録された事項

2. 光ディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法令の条項については、当該届出の根拠条項を記載すること。
 - 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
 - 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本提出書に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。